

○ 話し合いの呼びかけについて

- ・ 今回の件については、水道統合問題の際と同じように、判断の根拠となる客観的な電力状況の事実確認が肝心な点となる。
- ・ 政治的な思惑を含んだトップの話し合いというより、むしろ事務方が関電を交えて情報を公開して意見交換する方がいいのではないか。
- ・ 故に事務方同士での話し合いをする分にはやぶさかではないが、もし、どうしても首長同士ということであれば、その客観的事実に基づいて、奈良県も含んだ関西電力管内の首長が集まるのが筋。
- ・ それが無理ならせめて関西広域連合として純粋に事務的に具体的な方法を議論して、市町村に対してしっかりと説明を行ってほしい。

○ 知事の言動に対する感想について

- ・ この間、知事として秋の市長選挙に向けて準備を進められていることを公言されているような状況下で、市民の命、暮らしをどう守るのかという視点に立たなければならない筈の府と市の関係自体を政治利用されており、府市協調を目指した就任当初の意気込みが感じられないのは残念でならない。
- ・ これ程大事な問題について、また新たに対立構図を描こうとする図式に乗らないのが市民のために確実な安全策を考える最良の方法と思う。

建第 2442 号

平成 24 年 3 月 23 日

第三者調査チーム 代表 野村修也 様

建設局長 西尾 誠

労使関係等の調査について(回答)

平成 24 年 3 月 14 日付依頼のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。

建設局における労使関係等について

I 調査報告

調査依頼のあった項目

- (1) 勤務時間内の不適切な労働組合（職員団体含む）の活動
- (2) 労働組合による許可のない施設等使用
- (3) 労働組合、市議員等による採用・昇任等への口利きといった人事介入
- (4) 勤務時間内の政治活動
- (5) その他、違法ないし不適切と思われる事項

調査実施手法

- ・労使関係等にかかるアンケート調査（課長代理級以上の職員）
- ・労使関係等にかかる調査（全課長級職員）

・労使関係等にかかるアンケート調査

（目的）

- ・人事異動並びに昇任等にかかる事務に関する組合関与の実態
 - ・採用及び昇任等への市議員等による口利きといった人事介入の有無
 - ・勤務時間内の不適切な労働組合（職員団体含む）の活動
 - ・勤務勤務時間内の政治活動
- 以上についての実態を調査すること。

（調査方法）

アンケート対象者は、課長代理以上の職員（派遣除く）とした。

アンケート項目については、交通局で実施されたアンケートを基本にし、市議員等の口利き、部下職員の勤務時間内の不適切な労働組合活動や政治活動を列挙した。

（調査結果）

対象者：155名 回収：155名

調査の結果、次の事例が認められた。

・人事異動について

異動候補者について、組合に報告したことがあるとした事例（2件）

異動対象者について、内示前に報告した事例(1件)

〃 庁内ポータル発表前に報告したことがあるとした事例(2件)

人事配置について、内容の受け入れはないものの、労働組合と協議、説明、または意見聴取した事例(1件)

人事配置について、結果がわかった段階で報告した事例(4件)

組合としての視点を期待せずに情報提供した事例(2件)

・昇任・昇格等について

内容の受け入れはないものの、管理職昇任候補者の名簿を見せるなどの方法により、労働組合と協議、説明、または意見聴取を行った事例(1件)

内容の受け入れはないものの、口頭で管理職昇任候補者について協議、説明、または意見聴取を行った事例(1件)

組合に管理職昇任候補者について報告した事例(1件)

昇任者について、組合に内示前に報告した事例(1件)

〃 組合に内示日以降、庁内ポータル発表前に報告した事例(1件)

管理職ポストの増減・移管について、結果がわかった段階で報告した事例(4件)

〃 何らかの方法で組合に関わらせた事例(1件)

技能職員にかかる主任選考について、内容の受け入れはないものの、昇任候補者の名簿を見せるなどして、協議、説明、または意見聴取をした事例(1件)

技能職員にかかる主任選考について、内容の受け入れはないものの、口頭で昇任候補者の協議、説明、または意見聴取をした事例(1件)

主任数の増減・移管について、内容の受け入れはないが、協議、説明、または意見交換を行った事例(1件)

主任数の増減・移管について、結果がわかった段階で報告した事例(1件)

〃 何らかの方法で組合に関わらせた事例(3件)

・行政職 3 級相当の昇任選考について

内容の受け入れはないが、昇任選考の受験者候補名簿を見せるなどして、協議、説明、または意見聴取した事例(1件)

内容の受け入れはないが、口頭で昇任選考の受験者候補について、協議、説明、または意見聴取した事例(1件)

昇任選考について、組合に受験者を報告した事例(1件)

・評価について

内容の受け入れはないが、組合に協議、説明、または意見聴取を行った事例(1件)

組合に所属レベルの結果を報告した事例(1件)

・部下職員の勤務時間内の不適切な組合活動について

部下職員が勤務時間内に組合活動と思われる電話をしているのを見かけたり、注意した事例(4件)

部下職員が勤務時間内に不適切な組合活動をしているのを見かけたり、注意した事例(1件)

・部下職員の勤務時間内政治活動について

部下職員が勤務時間内に政治活動をしているのを見かけたり、注意した事例(1件)

・市会議員等の人事介入について

市会議員等から、採用や昇任を除く人事関係について依頼されたこと事例(2件)

・労使関係等にかかる調査

(目的)

- ・無許可の便宜供与スペース等の状況
- ・不適切な会議室使用許可の手続きの有無
- ・安全衛生推進者に対する不適切な便宜供与の有無
- ・組合に対するノー残業デーに関する事前報告の有無

以上についての実態を調査すること。

(調査方法)

全施設管理者を含む課長級職員に対して、これらにかかる現在の状況を照会し、回答を求めた。

(調査結果)

対象者：59名 回収：59名

無許可の便宜供与スペース等の有無について、庁内通送便の組合使用実態が過去に存在した旨の回答があったが、現在の状況としては無許可の便宜供与スペース等は存在しない。

また、不適切な会議室使用許可の手続きについても存在していない。

交通局の報告では、職場安全衛生推進委員が偏った乗務ダイヤで勤務しているとの指摘があったことを踏まえ、職場安全衛生推進委員制度を廃止したとしている。建設局においては、同様の制度そのものが存在しないところではあるが、労働安全衛生法において設置が義務付けられた安全衛生推進者の名称が当該名称に類似していることから、安全衛生推進者に対する不適切な便宜供与について調査を行ったが、不適切な便宜供与の存在はなかった。

組合に対するノー残業デーに関する事前報告についても、現在は行われていない。

交通局が実施したその他の調査について

① 事業所内電話の私的使用（選挙使用含む）調査

現在、NTT に対して電話の履歴情報の提供を依頼中である。

なお、NTT からは提供可能な外線通話履歴は1月2月分であり、選挙期間中の外線通話履歴情報の提供は不可能と回答されている。

② 業務用パソコンでのメールによる政治活動実態調査

建設局の業務用パソコンを運用管理する総務局 IT 統括課に対し、交通局と同様の調査実施を打診したところ、調査実施には総額 600 万円程度の費用発生が見込まれるうえ、調査期間は概ね1か月を要するとの見解が示されたため、当該調査の実施については検討中。

③ 友人・友人紹介カード配布回収リストにかかる調査

交通局においては、発覚した「友人・友人紹介カード配布回収リスト」に対する調査として、継続調査中ではあるが、業務用パソコンの操作ログを解析し、当該資料作成の関与等を調査しているところである。

建設局においては調査対象とすべき当該リスト等が無いため、今回の調査対象外とした。

※ なお、交通局が実施した①②の調査について、建設局においては現時点では調査準備中又は実施を検討中であるため、今回実施した「労使関係等にかかるアンケート」において、交通局実施アンケートの設問に加えて、勤務時間内の不適切な労働組合活動及び政治活動について、部下職員がそのような活動と思われるメールの送受信や電話等をしているのを見かけたり、注意したことがなかったかの各設問を加えることにより、勤務時間内の不適切な組合活動や政治活動の実態調査を行った。

II その他の便宜供与等の状況

交通局の報告書においては、その他の便宜供与等の状況について、13 項目が報告されている。それぞれの項目について、建設局の状況は次のとおり。

交通局報告

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 大交会館 | ⇒ 同様の施設は建設局になし |
| 2. 庁舎使用にかかる便宜供与 | ⇒ 労使関係等にかかる調査を実施 |
| 3. 会議室の使用許可 | ⇒ 労使関係等にかかる調査を実施 |
| 4. チェックオフ | ⇒ 建設局所管事務分掌外のため該当なし |
| 5. 職員懲戒委員会 | ⇒ 建設局所管事務分掌外のため該当なし |
| 6. 職場安全衛生推進委員会の廃止 | ⇒ 労使関係等にかかる調査を実施 |
| 7. 組合専従者の給与計算 | ⇒ 建設局所管事務分掌外のため該当なし |
| 8. 組合専従者の定期健康診断 | ⇒ 建設局所管事務分掌外のため該当なし |
| 9. 本局庁舎駐車場 | ⇒ 該当なし |
| 10. 内線電話及び出退勤管理端末の設置 | ⇒ 該当なし |
| 11. 労働組合のイントラネットの使用 | ⇒ 該当なし |
| 12. ノー残業デー報告 | ⇒ 労使関係等にかかる調査を実施 |
| 13. 文書通送 | ⇒ 過去には庁内通送便を組合が利用することがあったものの、現在そのような状況はないところであるが、今後、あらためて組合に対して不適切な利用をすることのないよう通知した。 |

Ⅲ まとめ

(1) 勤務時間内の不適切な労働組合（職員団体含む）の活動

課長代理級以上職員を対象に実施した「労働組合等に関するアンケート調査」により、勤務時間内に組合活動と思われる電話をしたり、不適切な組合の活動をしている職員が存在することが認められた。

(2) 労働組合による許可のない施設等使用

全施設管理者を対象に実施した「労使関係等にかかる調査」において、労働組合に対して、無許可で便宜供与が行われていることがないか、不適切な会議室使用許可の手続きはないかの調査を実施したが、不適切な事案の報告はなかった。

(3) 労働組合、市議員等による採用・昇任等への口利きといった人事介入

課長代理級以上職員を対象に実施した「労働組合等に関するアンケート調査」により、市議員等の人事介入について、職員採用の依頼及び職員の昇任についての依頼を受けた職員は認められなかった。

しかしながら、技能職員の所属間異動について、異動を希望する職員について事情をよく聞いて対応してほしいとの話があった等、採用や昇任以外の人事関係についての依頼を受けた事案が認められた。

(4) 勤務時間内の政治活動

課長代理級以上職員を対象に実施した「労働組合等に関するアンケート調査」により、勤務時間内に政治活動をしている職員が存在することが認められた。

(5) その他、違法ないし不適切と思われる事項

課長代理級以上職員を対象に実施した「労働組合等に関するアンケート調査」によれば、管理運営事項を交渉事項として取り扱う等の事案は認められなかったが、意見聴取や情報提供等については、実施の有無や程度、手法等が不統一となっていた。

また、内示前に異動対象者や昇任者の報告を行ったり、管理職の昇任に際し、候補者について、協議、説明、または意見聴取を行った等とする不適切と思われる事案が若干数ながら認められた。

労使関係等に関するアンケート調査

【アンケートの対象期間：平成21年10月1日～平成24年3月15日】

I 人事異動について、以下の問いにお答えください。

問1

- ① 組合に異動候補者の名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ② 組合に異動候補者の名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 0名
- ③ 組合に口頭で異動候補者について協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に口頭で異動候補者について協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 0名
- ⑤ 組合に異動候補者について報告したことがある。⇒ 2名
- ⑥ ①～⑤以外の方法で、異動候補者の選定について組合を関わらせたことがある。⇒ 0名
- ⑦ 異動候補者の選定に関して、組合と話をしたことはない。⇒ 147名

問2 異動対象者について

- ① 組合に内示日前に報告したことがある。⇒ 1名
- ② 組合に内示日以降、局内ポータル発表前に報告したことがある。⇒ 2名
- ③ 組合に局内ポータル発表後に報告したことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に報告したことはない。⇒ 147名

問3

- ① 職場内に組合と協議して決めた人事異動に関する慣行がある。⇒ 0名

問4 人事配置（案）について

- ① 組合と協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ② 組合と協議、説明、または意見聴取を行ったが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 1名
- ③ 案の段階で組合に報告したことがある。⇒ 0名
- ④ 結果がわかった段階で組合に報告したことがある。⇒ 4名
- ⑤ ①～④以外の方法で、組合を関わらせたことがある。⇒ 0名
- ⑥ 組合と話をしたことはない。⇒ 148名

問5 Iの「人事異動」全般に関して、組合役員を務める部下職員に

- ① 組合としての視点を期待せず、内容の決定を任せただことがある。⇒ 0名
- ② 組合としての視点を期待して、内容の決定を任せただことがある。⇒ 0名
- ③ 組合としての視点を期待せず、相談したり、意見を聴いたことがある。⇒ 0名
- ④ 組合としての視点を期待して、相談したり、意見を聴いたことがある。⇒ 0名
- ⑤ 組合としての視点を期待せず、情報提供したことがある。⇒ 2名
- ⑥ 組合としての視点を期待して、情報提供したことがある。⇒ 0名
- ⑦ ①～⑥の行為を行ったことはない。⇒ 150名

II 昇任・昇格等について、以下の問いにお答えください。

◇ 管理職の昇任について
問6

- ① 組合に昇任候補者の名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ② 組合に昇任候補者の名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 1名
- ③ 組合に口頭で昇任候補者について協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に口頭で昇任候補者について協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 1名
- ⑤ 組合に昇任候補者について報告したことがある。⇒ 1名
- ⑥ ①～⑤以外の方法で、昇任候補者の推薦について組合を関わらせたことがある。⇒ 0名
- ⑦ 昇任候補者の推薦に関して、組合と話をしたことはない。⇒ 152名

問7 昇任者について

- ① 組合に内示日前に報告したことがある。⇒ 1名
- ② 組合に内示日以降、局内ポータル発表前に報告したことがある。⇒ 1名
- ③ 組合に局内ポータル発表後に報告したことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に報告したことはない。⇒ 149名

問8 管理職ポストの増減・移管の要求について

- ① 組合と協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ② 組合と協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 0名
- ③ 組合に要求内容を事前に報告したことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に結果がわかった段階で報告したことがある。⇒ 4名
- ⑤ ①～④以外の方法で、組合を関わらせたことがある。⇒ 1名
- ⑥ 組合と話をしたことはない。⇒ 148名

◇ 技能職員にかかる主任選考について

問9

- ① 組合に昇任候補者の名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ② 組合に昇任候補者の名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 1名
- ③ 組合に口頭で昇任候補者について協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に口頭で昇任候補者について協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 1名
- ⑤ 組合に昇任候補者について報告したことがある。⇒ 0名
- ⑥ ①～⑤以外の方法で、昇任候補者の推薦に組合を関わらせたことがある。⇒ 0名
- ⑦ 昇任候補者の推薦に関して、組合と話をしたことはない。⇒ 153名

問10 昇任者について

- ① 組合に内示日前に報告したことがある。⇒ 0名
- ② 組合に内示日以降、局内ポータル発表前に報告したことがある。⇒ 0名
- ③ 組合に局内ポータル発表後に報告したことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に報告したことはない。⇒ 152名

問11 主任数の増減・移管の要求について

- ① 組合と協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ② 組合と協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 1名
- ③ 組合に要求内容を事前に報告したことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に結果がわかった段階で報告したことがある。⇒ 1名
- ⑤ ①～④以外の方法で、組合に関わらせたことがある。⇒ 3名
- ⑥ 組合と話をしたことはない。⇒ 149名

◇ 行政職 3 級相当の昇任選考について
問12

- ① 組合に昇任選考の受験者候補の名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ② 組合に昇任選考の受験者候補の名簿等を見せるなどの方法により、協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 1名
- ③ 組合に口頭で昇任選考の受験者候補について協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に口頭で昇任選考の受験者候補について協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 1名
- ⑤ 組合に昇任選考の受験者候補について報告したことがある。⇒ 0名
- ⑥ ①～⑤以外の方法で、昇任選考の受験者候補の推薦について組合に関わらせたことがある。⇒ 0名
- ⑦ 昇任選考の受験者候補の推薦に関して、組合と話をしたことはない。⇒ 153名

問13 昇任選考について

- ① 組合に有資格者を報告したことがある。⇒ 0名
- ② 組合に受験者を報告したことがある。⇒ 1名
- ③ 組合に選考結果を局内ポータル発表前に報告したことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に選考結果を局内ポータル発表後に報告したことがある。⇒ 0名
- ⑤ ①～④の行為を行ったことはない。⇒ 152名

問14 IIの「昇任・昇格等」全般に関して、組合役員を務める部下職員に

- ① 組合としての視点を期待せず、内容の決定を任せただことがある。⇒ 0名
- ② 組合としての視点を期待して、内容の決定を任せただことがある。⇒ 0名
- ③ 組合としての視点を期待せず、相談したり、意見を聴いたことがある。⇒ 0名
- ④ 組合としての視点を期待して、相談したり、意見を聴いたことがある。⇒ 0名
- ⑤ 組合としての視点を期待せず、情報提供したことがある。⇒ 0名
- ⑥ 組合としての視点を期待して、情報提供したことがある。⇒ 0名
- ⑦ ①～⑥の行為を行ったことはない。⇒ 152名

III 評価について、以下の問いにお答えください。

問15 人事考課について

- ① 組合に協議、説明、または意見聴取を行い、かつ、その内容を受け入れたことがある。⇒ 0名
- ② 組合に協議、説明、または意見聴取を行ったことはあるが、その内容を受け入れたことはない。⇒ 1名
- ③ 組合に個々の職員の結果を報告したことがある。⇒ 0名
- ④ 組合に所属レベル（例：甲所属ではAが30人、Bが40人）の結果を報告したことがある。⇒ 1名
- ⑤ ①～④の方法以外で、組合に関わらせたことがある。⇒ 0名
- ⑥ 組合と話をしたことはない。⇒ 153名

問16 IIIの「評価」全般に関して、組合役員を務める部下職員に

- ① 組合としての視点を期待せず、内容の決定を任せただことがある。⇒ 0名
- ② 組合としての視点を期待して、内容の決定を任せただことがある。⇒ 0名
- ③ 組合としての視点を期待せず、相談したり、意見を聴いたことがある。⇒ 0名
- ④ 組合としての視点を期待して、相談したり、意見を聴いたことがある。⇒ 0名
- ⑤ 組合としての視点を期待せず、情報提供したことがある。⇒ 0名
- ⑥ 組合としての視点を期待して、情報提供したことがある。⇒ 0名
- ⑦ ①～⑥の行為を行ったことはない。⇒ 152名

Ⅳ 部下職員の勤務時間内の不適切な労働組合（職員団体含む）の活動について

問17

- ① 部下職員等が勤務時間内に組合活動と思われるメールを送受信しているのを見かけたり、注意したことがある。 ⇒ 0名
- ② 部下職員等が勤務時間内に組合活動と思われる電話をしているのを見かけたり、注意したことがある。 ⇒ 4名
- ③ 部下職員等が勤務時間内に不適切な組合の活動をしているのを見かけたり、注意したことがある。 ⇒ 1名

Ⅴ 部下職員の勤務時間内の政治活動について

問18

- ① 部下職員等が勤務時間内に政治活動と思われるメールを送受信しているのを見かけたり、注意したことがある。 ⇒ 0名
- ② 部下職員等が勤務時間内に政治活動と思われる電話をしているのを見かけたり、注意したことがある。 ⇒ 0名
- ③ 部下職員等が勤務時間内に政治活動をしているのを見かけたり、注意したことがある。 ⇒ 1名

Ⅵ 職員情報の提供について、以下の問いにお答えください。

問19

- ① 組合に依頼されて、個々の職員に関する情報（勤怠、給与、評価など）を提供したことがある。 ⇒ 0名
- ② 組合に依頼されたわけではないが、過去の慣行などから個々の職員に関する情報を提供したことがある。 ⇒ 0名
- ③ 組合に依頼されて、職員に関する統計的な情報を提供したことがある。 ⇒ 0名
- ④ 組合に依頼されたわけではないが、過去の慣行などから職員に関する統計的な情報を提供したことがある。 ⇒ 0名
- ⑤ 組合に職員に関する情報を提供したことはない。 ⇒ 150名

Ⅶ 市会議員等の人事介入について

問20

- ① 市会議員等から、職員の採用について依頼されたことがある。 ⇒ 0名
- ② 市会議員等から、職員の昇任について依頼されたことがある。 ⇒ 0名
- ③ 市会議員等から、①②以外の人事関係について依頼されたことがある。 ⇒ 2名

※Ⅶの自由記述は省略

労使関係等の調査について

次の4項目について、「ある・ない」の該当するか所に○をし、あるに○をした場合は、その内容について具体的な内容を別紙（様式自由）で添付してください。

1 無許可の便宜供与スペース等の有無について

交通局の報告書では、本庁舎及び15所属で労働組合支部に対して、無許可で便宜供与が行われていたことが確認されています。現在の貴所属における同様の事例の有無について回答願います。

あ る ・ な い

（ある場合は、具体的な内容を添付すること）

2 不適切な会議室使用許可の手続の有無について

交通局の報告書では、「職員団体及び労働組合との交渉等に関するガイドライン（指針）」（平成18年6月26日）に基づき、会議室の使用許可を行っていたが、その際、施設管理者と労働組合関係者との間で口頭による申請が行われていたとされています。

現在の貴所属における不適切な会議室使用許可の手続の有無について回答願います。

あ る ・ な い

（ある場合は、具体的な内容を添付すること）

3 安全衛生推進者に対する不適切な便宜供与等の有無について

交通局の報告書では、安全衛生管理機構を推進するものとして、職場安全衛生推進委員制度を設け、委員には局の管理職員と労働組合推薦者を任命していたが、一部の委員に対して偏った乗務ダイヤで勤務させていたとされています。

建設局においては、類似した名称の制度として、労働安全衛生法に基づく安全衛生推進者を設けていますが、現在の貴所属における当該推進者に対する特別な業務上の便宜供与の有無について回答願います。

あ る ・ な い

（ある場合は、具体的な内容を添付すること）

4 組合に対するノー残業デーに関する事前報告の有無について

交通局の報告書では、ノー残業デーに超過勤務を命じる場合には、超過勤務命令者から労働組合支部長に報告を行っていたとされています。

現在の貴所属における同様の事例の有無について回答願います。

あ る ・ な い

（ある場合は、具体的な内容を添付すること）